

「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する  
特別措置法施行規則の一部を改正する省令案等」  
に対する意見公募要領

平成 26 年 12 月 19 日  
資源エネルギー庁  
新エネルギー対策課

1. 意見公募の対象

「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令案等」

2. 資料入手方法

- (1) 電子政府の総合窓口 (e-Gov) における掲載
- (2) 買取制度ポータルサイトにおける掲載  
<http://www.enecho.meti.go.jp/saiene/kaitori/index.html>
- (3) 経済産業省HP

3. 意見募集期間 (意見募集開始日及び終了日)

平成 26 年 12 月 19 日 (金) ~ 平成 27 年 1 月 9 日 (金) 必着  
※ FAX、電子メールの場合は午後 5 時まで

4. 意見提出先・提出方法

別紙の意見提出用紙に日本語で記入の上、以下いずれかの方法で送付して下さい。

(1) 郵送

意見提出用紙に意見区分番号※、ご氏名、連絡先及び本件へのご意見をご記入の上、下記の住所宛てにお送り下さい。

住所：〒100-8931

東京都千代田区霞が関 1-3-1

経済産業省資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー一部

新エネルギー対策課 再生可能エネルギー推進室

パブリックコメント担当 宛て

(2) FAX

意見提出用紙に意見区分番号※、ご氏名、連絡先及び本件へのご意見をご記入の上、下記の FAX 番号宛てにお送り下さい。

FAX番号：（03）3501-1365

（3）電子メール（意見提出用紙を添付してお送り下さい。）

意見提出用紙に意見区分番号※、ご氏名、連絡先及び本件へのご意見をご記入の上、下記のメールアドレス宛てにお送り下さい。

メールアドレス：re-toiawase@meti.go.jp

（電子メールの件名を、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令案等に対する意見」として下さい。）

※ 電話での意見提出はお受けしかねますので、あらかじめご了承下さい。

※ 提出いただく意見については、1枚1意見とさせていただきます。複数の意見がある場合は、複数枚に分けてご記入のうえ、ご提出下さい。

## 5. その他

皆様からいただいたご意見につきましては、最終的な決定における参考とさせていただきます。なお、いただいたご意見についての個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ、その旨をご了承下さい。

ご提出いただきましたご意見については、氏名、住所、電話番号、FAX番号及びメールアドレスを除き、すべて公開される可能性があることを、あらかじめご承知おき下さい。ただし、ご意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別しうる記述がある場合及び個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

ご意見に附記された氏名、連絡先等の個人情報につきましては、適正に管理し、ご意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。